



大津市公報

令和元年7月2日
号外(第15号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 13 大津市協働提案事業審査委員会規則を廃止する規則..... 1
- 14 大津市医療福祉推進協議会規則を廃止する規則..... 1
- 15 大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 16 大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

教育委員会規則

- 1 大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則..... 2

規 則

大津市協働提案事業審査委員会規則を廃止する規則を公布する。
令和元年7月2日

大津市長 越 直 美

大津市規則第13号

大津市協働提案事業審査委員会規則を廃止する規則
大津市協働提案事業審査委員会規則(平成24年規則第126号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市医療福祉推進協議会規則を廃止する規則を公布する。
令和元年7月2日

大津市長 越 直 美

大津市規則第14号

大津市医療福祉推進協議会規則を廃止する規則
大津市医療福祉推進協議会規則(平成24年規則第134号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年7月2日

大津市長 越 直 美

大津市規則第15号

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年規則第39号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「借入申込書(様式第1号の2)を保証人となるべき者と連署のうえ、」を「様式第1号の2による借入申込書(保証人を立てる場合にあっては、保証人となるべき者と連署したものを)」に改める。
第9条中「保証人の連署した借用書(様式第4号)」を「様式第4号による借用書(保証人を立てる場合にあっては、保証人と連署したものに)」、「及び保証人」を「(保証人を立てる場合にあっては、借受人及び保証人)」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(条例第14条第2項の規則で定める率)

第10条の2 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセントとする。

「明治

様式第1号中「大正」を削り、「治ゆ」を「治癒」に改める。

昭和」

様式第1号の2中「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に、「1年賦 2半年賦」を

「1年賦 2半年賦 3月賦」に、「より受給」を「から受給」に、「下さい」を「ください。」に改める。

様式第2号中「殿」を「様」に、「半年賦」を「半年賦 月賦」に、「3パーセント」を「1パーセント」に、「と保証人」を「(保証人を立てる場合にあっては、あなたと保証人)」に改め、「各1通」を削る。

様式第3号中「殿」を「様」に改める。

様式第4号中「3パーセント」を「1パーセント」に、「半年賦」を「半年賦 月賦」に、「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に改める。

様式第5号中「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に改める。

様式第6号中「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に、「2半年賦」を「2半年賦 3月賦」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「殿」を「様」に改める。

様式第9号中「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「殿」を「様」に改める。

様式第12号中「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に、「半年賦」を「半年賦・月賦」に改める。

様式第13号及び様式第14号中「殿」を「様」に、「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

様式第15号中「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月2日

大津市長 越 直 美

大津市規則第16号

大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大津市都市公園条例施行規則(昭和45年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の108」を「100分の110」に改め、「額)」の次に「を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定中「額)」の次に「を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額」を加える部分は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する部分を除く。)による改正後の第8条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る備品、器具等の料金について適用し、同日前の使用に係る備品、器具等の料金については、なお従前の例による。

規 則
教 育 委 員 会 規 則

大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則を公布する。

令和元年7月2日

大津市長 越 直 美
大津市教育委員会教育長 日 渡 円

大 津 市 規 則
大津市教育委員会規則 第1号

大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則

大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会規則(平成28年規則教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。